「子の引渡しの強制執行」事例の検討 - 「執行補助者」としての心理専門職のあり方について一

飯田 法子(大分大学福祉健康科学部)

(2022年8月29日受稿:2023年1月17日受理)

要旨 「子の引渡しの強制執行」とは、監護権や親権を巡る争いを 経ても定められた監護権者等に子どもを手放そうとしない親などに 対して、裁判所の決定に基づいて執行官が行う国権の発動である。

わが国では以前から行われており、子どもの心理面への負担が懸念されてきた。2014年にいわゆるハーグ条約を批准し、その実施法が施行されたことを受け、「子どもの福祉」への配慮として、心理専門職の関与が念頭におかれ、日本臨床心理士会等に協力が求められることとなった。2020年には、改正民事執行法が施行され、さらに心理専門職への社会の期待が高まっているといえる。しかし、特に心理専門職の2つの立場(「立会人」と「執行補助者」)のうちの、「執行補助者」の場合、役割への葛藤を抱え、試行錯誤していることが懸念される。そこで、本論では法的な立場などを踏まえた上で、筆者が関与した1事例について、「執行補助者」としての心理専門職はどうあることが望まれるのか、特に「子どもの福祉」の視点からの考察を行った。

キーワード 子の引渡しの強制執行,執行補助者としての心理専門職、子どもの福祉

Ⅰ 問題と目的

(1) 心理専門職の関与の経緯と国内ケースの 強制執行の動向

「子の引渡しの強制執行」は、紛争渦中にある夫婦の一方の親が子どもを連れ去り、監護権や親権を巡り争った後に、裁判所から返還を明示されても権利のある親(債権者)に子どもを戻そうとしない場合に、執行官が一方の親(債務者)から債権者に子を引き渡す方法により行われる(青木、2006)。わが国では「子の引渡しの強制執行」は以前から実施されてきたが、子どもの面前で緊迫した場面が展開されるため、「子どもの福祉への配慮は課題とされてきた」(飯田・佐藤・相浦、2014)。

そのような中、2014年に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(以下ハーグ条約実施法)」が施行され、「子どもの福祉」への配慮として、外務省の「子の心理等に関する専門家」(以下心理専

門職)が執行場面に立会う(最高裁判所事務総局家庭局,2014)ことが想定された。また、国内の子の引渡しの強制執行においても同様の運用が望ましいとされ、2015年には日本臨床心理士会や家庭問題情報センター(以下FPIC)等の団体に協力が求められた(《公社》家庭問題情報センター、2018)。

当初、旧民事執行法には子の引渡しを認める点は明文化されておらず、動産引渡しの規定を類推運用することにより、直接的な執行が行われてきたことから、2019年に民事執行法が改正され、2020年に施行された。また、ハーグ条約実施法についても国内の手続きと平仄を合わせるため、改正された(松浦ら、2019)。改正民事執行法176条においては、「強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならない」とする規定が新たに設けられ、日本臨床心理士会(2021)も「児童心理の専門家が強制執行に関与することへの社会の期待が、

ますます高まった」とし、松浦ら(前出)も、「執行の対象が子どもであり、かつ類型的に当事者間の葛藤や紛争性が高いことから、子の引渡しの強制執行においては専門性を有する執行補助者の必要性は高い」と述べている。

心理専門職の関与の内容や関与数は公表されていないが、産経新聞(2021)における最高裁の報告記事には、「昨年末までの過去5年間をみると、強制執行件数は計477件で、このうち『完了の割合は昨年単年と同水準の32.2%、件数は154だった」とあり、「現場では困難も多く、法の実効性が問われている」点が指摘されている。

(2) 心理専門職の立場と本論の目的

先述のように、執行場面は当事者間の紛争性 が高く、子どもの心身に悪影響がもたらされる ことが懸念されるが、執行官は動産の執行など を扱う地方裁判所の職員で児童や福祉に係る専 門家ではない。執行官に同行する心理専門職は. ①中立の立場を維持する「立会人」か、或いは、 ②執行官の行う説得などを補助する「執行補助 者」の立場で関与する。この点について、日本 臨床心理士会作成の「子の引渡し強制執行」に 関与する臨床心理士のための支援ガイド」(前 出)によれば、心理専門職が「立会人」の立場 であれば、執行時に何が起きたか、子どもの心 身の状況を確認することが求められるが、「執 行補助者 | になると、子どもの心理状態等を執 行官に伝えたり、子どもの緊張や不安を提言さ せるよう、子どもや同居親に声かけをしたりす ることが求められる。つまり、執行補助者には 子どもの心理的なアセスメントや場の空気を和 ませるような臨床家としての高度な技術が求め られるとされている。

また、子どもの意思については、既に家庭裁判所調査官が調査を行い監護権・親権は裁判で決定しており、親を選んだ責任を子どもに背負わせないために、執行官は執行場面で改めて問うことはない。しかし、これまで述べてきたように、実際には、紛争を目の当たりにした子どもが裁判所の決定と異なる意思を表明して執行を拒むことも多く、予定通りの完了とならないことが多い。

強制執行における心理専門職の同行は、他国に類をみないわが国独自の制度(飯田、岩佐、2016)であり、海外の先行研究を参考にすることが出来ない上に、「心理専門職の関与」の内容については、具体的に明文化されていない。また、先述の一般社団法人日本臨床心理士会による支援ガイドが2021に作成されたものの、心理専門職としての、特に専門的な関与が求められる「執行補助者」の立場としての事例研究の蓄積は不足している。

そこで本論では、筆者が強制執行に「執行補助者」として関与した事例を通して、「執行補助者」としての心理専門職はどうあることが望まれるのか、特に「子どもの福祉」の視点から検討することを目的とする。

Ⅱ 事例報告

(1) 倫理的配慮

事例は「子どもの福祉」の観点から執行補助者の役割が検討可能なものとして、筆者の過去論文(飯田、2018)を引用(抜粋)した。過去論文は従前の強制執行の制度について他の文献(事例)と比較検証を行う内容であり、本研究で扱う論点とは全く異なっている。また、当時、事例については倫理的配慮として、事例が特定されないよう匿名性に配慮し、具体的な詳細を控え、親権者である母親と執行官の双方が完成論文を読んだ上で文書にて論文化の承諾を得ていた。今回の論文化にあたり、一部加筆した点を()で表記しているが、加筆に際しては個人の情報に配慮した状況説明・筆者の言動・言動の背景にある思い、などに限定した。

(2)事例

子どもは、小学校高学年の長女と小学校中学年の長男であった。夫婦間の紛争において母親は父親から子どもに会わせてもらえなくなり、母親は子どもの親権を巡って審判を起こした。 (母親の) 親権確定後も父親が引渡しに応じなかったことから母親は強制執行を決断し筆者が執行官2名に同行することとなった。

(執行官が当該都道府県心理士会に臨床心理 士の派遣を依頼し,筆者は当該臨床心理士会か らの推薦を受けて協力することとなった。執行 前の母親や執行官との事前打ち合わせにおいて 筆者は、これまでの子どもの生育環境を把握し、 母親の精神的、社会的な面の健康度の高さを感 じ取っていた。このため、執行時にリスクが生 じたとしてもメリットがそれを上回るのではな いかと考えていた。また、子ども達は母親の情 報を父親側からしか得ていないため、執行に同 意しにくいであろうと想定し、母親の思いを手 紙に書いてもらい、場合によってはその手紙の 内容を筆者が子どもに代読することを提案し、 同意を得て手紙を預かった。また、打合せを通 して全体像を把握し、執行官や母親の性格傾向 についての理解も深めた。)

執行当日,父親は興奮し突然の来訪を責め執行は不当であると拒み,母親を非難した上で「子どもは行かないと言っている」と繰り返し述べた。執行官が「強制執行は審判で決まったことを執行するもの」であり,「子どもの意思を聞くものではない」と説得するも反論は続いた。執行官は,玄関先で傍観していた子ども産と別室で話したいと父親に依頼した。父親は「子どもの意思を聞いた上で,子どもが行きたいというのなら紐でも付けて連れていけばよい」と言い,一方で子どもには「しっかり自分の思いを話しなさい」と叱咤した。

(この後,父親と離れて子どもと向き合った 段階で筆者は,突然の執行について「驚いたで しょう,ごめんなさいね」と切り出した上で, 執行官が来訪した理由について,子どもがわか る言葉に置き換えて伝え,子どもの気持ちを慮 る発言を行った。その上で,母親からの手紙を 代読した。)

姉は「母親が勝手に裁判をして母親が撒いた種で、なぜ私が行きたくもない所に連れて行かれるのか。子どもにも人権がある。私はここにいたい。勝手に決めないで欲しい。絶対に行かない」と強い口調で発言した。弟も姉と同様であった。(筆者はこの段階でどのように判断をすればよいのかという葛藤を感じていた。)しばらくして父親が入室し、母親の悪口を言い始めたため、筆者が別室移動を提案した。

(別室にて筆者はこれまでの父親の話に耳を 傾け,これまでの育児の努力を労い,執行官の 意図もわかりやすく伝えた。その上で)筆者は、「子どもへの母親の批判は心理教育上良くない」点を指摘し、「子ども達は父親の気持ちがわかるから、演技でも良いから父親が積極的に後押しをしないと行くことができない」と父親に伝えたところ、父親は悩んだ様子ではあったが「(後押しは)できない」と首を振った。

3時間半が経過した時点で子ども達と再度話 したいと伝えると、 弟は現れたが姉は別室から 出てこなかった。弟は「住み慣れた土地と離れ たくない。友人と別れたくない。やりたいこと がある」などとしっかりと話した。 (筆者は, 弟の話を傾聴する中で、弟が一人で自分の意思 を表明できる点に驚き感心したことや. 「両親 には喧嘩はあったかもしれないけれど、それぞ れ子ども達を思う気持ちが強いことし、「どち らになろうとあなた達は何も悪くない。それだ けは覚えていて欲しいこと」などを伝えた。そ の発言の目的は、強制執行の場面での父親の言 動や自分が母親を選択しなかったことなどの受 傷のリスクを軽減させることにあった。筆者は 次第に執行補助者としての役割の重要性を感じ るようになっていった。)

突如姉がボーっとした表情で入室したかと思うと大声で叫び出し退室した。その様子から姉の心理面への負担の大きさが懸念された(この状況で執行がなされれば、傷付きからの回復が難しくなるであろうと考え、執行官にその点を伝えた)。「子どもの福祉」を重視した筆者の意見を踏まえ、執行官も「執行不能」と判断した。

(執行不能後,父親には子どもの受傷に関する対応についての心理教育を行い,父親が語る子育て上の心配な点について話を聴き,専門機関の紹介などを行った。さらにその後,執行不能となった結果を執行官が母親に伝える際に,筆者は母親の心情を慮り,また,苦しい胸の内について傾聴した上で,今後も親子関係は続いていく点や,氷解する時期を待つ必要性などについての心理教育を行った。)

(3) 筆者が同行により果たした役割

事例において筆者が同行により果たした役割 を「執行前・執行中・執行不能の判定後」に分

表1 執行補助者として筆者が果たした役割

| | | カテゴリ | | | | | |
|--------------|-----|--|---|---|--|---|--|
| | | アセスメント | 執行のシュミレーション | 傾聴・寄り添い | 説明·翻訳 | 心理教育 | 助言 |
| 執行前 | 執行官 | ・執行官から情報により、執行 官の性格傾向についても把握 した上でケースの全体像を理 解し問題点を評価 | アセスメントに基づいて、 執行官とともに執行場 面を想像し対応について 協議 | | 子どもや母親の心理に ついて、事前に理解し たことを伝える | | 子ども達への手紙を母親に 準備してもらう点を提案 |
| | 母觀 | ・母親からの情報により、これ までの経過、環境、などを把握 し、家族の状況理解を進め、執 行する上での問題点を評価 | 場面を想像し執行が難 しい状況であることを共 有 | 母親の話を傾聴し労 い、気持ちの理解に 努める | 執行官の説明で難しい 点を翻訳して伝える | 執行における子ども の心理への影響につ いて説明する | 子ども達への手紙を準備す ることを提案 |
| 執行中 | 執行官 | | | | 父親や子どもの心理に ついての理解を伝える | | ・子どもを別室に移動させる 点など環境への助言 ・子どもの福祉の観点から 執行が難しい点を助言 |
| | 父担 | 反応から心理状態を評価 | | 父親の話を傾聴し育 児の苦労を労い、気 持ちの理解に努める | 執行官の意図をわかり やすく伝える | ・母親の悪口について の心理的影響を説明 ・子どもを後押ししな いと母親の元に子ど もは行けないと説明 | |
| | 子ども | 反応から心の傷つきなど心理 状態の評価 | | ・発言に耳を傾けて緊 張は不安などの「気 持ちに寄り添う」 ・意思表明の受け止 め | ・執行官の言葉を子ども が理解しやすいように 翻訳する ・母親の手紙を代読して 説明する | 弟に対して自責感を 深めないために、どち らになろうと子どもは 何も悪く無いことを説 明 | ・弟が意思を伝えることが出来ている点を肯定 ・両親はお互い子どもを思っている点を伝える |
| 執行不能 の判断後 | 母製 | 執行不能に際しての母親の心 理状態を評価 | | 執行不能に対する苦 しい心情の受けとめ | 執行官の意図をわかり やすく伝える | 今後も親子関係は続いていく点や、氷塊する時期を待つ必要性について説明 | |
| | 父報 | 父親や子どもに本執行が心身 に与えた影響の可能性を評価 | | 子どもを育てる上での 心配となる点につい ての話を聴く | | 子どもの受傷に関する対応などの心理教育や専門機関の紹介 | |
| | 執行官 | | | 執行不能となったこと についての葛藤の受 けとめ | | | 父親や子どもに本執行が心 身に与えた影響などについ て説明 |

け6つのカテゴリー(アセスメント, 執行のシュミレーション, 傾聴・寄り添い, 説明・翻訳, 心理教育, 助言)に分類し, 表1にまとめた。分類に際しては, 飯田・佐藤(2014)の「心理専門職の役割に関する調査結果」のカテゴリーを参考にした(上記調査は全国都道府県臨床心理士会を通して臨床心理士に対してアンケート調査を行い, 併せて弁護士らから聞き取り調査を行い, KJ法を参考に質的な分析を行ったものである)。

Ⅲ 考察

(1)執行補助者の役割と葛藤

前出の一般社団法人日本臨床心理士会による 支援ガイドでは、執行補助者の関与の目的は 「執行官の事務が適切かつ円滑に実施されるよ う、執行官が必要と認める事務を補助するこ と」、「執行場面で、お子さんが拒絶したり同居親や親族が抵抗したりすることによって、執行が不奏功となることをなるべく避けられるよう、事前打ち合わせの段階から、執行方法について専門的知見に基づいて執行官に助言をすること」、「執行場面で、執行官の指揮の下、お子さんの対応をしたり、同居親への説明を補助したりする」こと、「お子さんの心身に有害な影響を及ぼさない方法で強制執行が行われるよう、お子さんの心身の状況等や執行官の言動が与える影響の大きさなどについて、執行官に助言」することであると記載されている。これらを踏まえれば、表1に示した筆者が果たした役割についてのカテゴリーは全て上記ガイドラインに沿ったものであったと考えられた。

中でも最も執行補助者の役割として期待されることは、「執行官への助言(執行不能に関す

る意見) | であろう。わが国では1994年に「子 どもの権利条約」を批准し、2016年には改正児 童福祉法第2条において、「社会のあらゆる分 野において子どもの意見が尊重され、その最善 の利益が優先して考慮されるよう努めること | が示され、子どもが権利の主体であると位置づ けられた。また、強制執行に関しても、改正民 事執行法176条においては、執行裁判所(執行 官)の責務として、強制執行が子の心身に有害 な影響を及ぼさないように配慮しなければなら ないことが明記された。しかし一方で、「子の 引渡しや返還の迅速な実現が子の福祉に資する という観点がないがしろにされないように留意 する必要がある | (法務省, 2018) ことも求め られており執行官は「有害な影響」と「子の福 社 | との狭間で執行を行うべきか否か迷い葛藤 しながら判断を行うこととなる。このため児童 心理や福祉の専門家ではない執行官は「具体的 な執行行為に絡む行動であるということではな く、いわゆる専門家としての適切な助言、これ が一番心強い」と執行補助者に期待を寄せてお り、具体的には「子どもへのリスクを客観的に 捉えて執行官に必要な助言をしていくこと (竹田ら、2014)が求められているのであろう。

しかし、本事例においては執行補助者である 筆者も、執行による「子どもへのリスク」と 「子どもの福祉」の狭間で「執行不能と助言す べきか否か」と葛藤していた。また、補助者と しての立場は中立ではなく、執行官と同様に、 拒んでいる子どもに多少のリスクを与えつつも、 その先にある子どもの福祉を念頭において執行 する側にある。筆者も子どもの拒絶や反発に面 し、心理専門職であるにもかかわらず、子ども にリスクを与える側として存在していることに 違和感を抱き、役割への疑問や葛藤を感じてい たことは否めない。つまり筆者は当初、「立ち 位置に慣れないことからくる葛藤」を抱えてい たといえるだろう。

(2) 「子どもの福祉」と「子どもへのリスク」をどのように捉えるか

では、執行補助者は「子どもの福祉」と「子 どもへのリスク」をどのように捉えて執行官に 助言を行う必要があるのだろうか。 田口は「子どもへのリスク」の評価について「執行場面で子どもの心身に多少の悪影響を及ぼしたとしても、将来的には子どもの福祉が実現されるということもあり得る」、「子どもには回復する力や新しい環境に適応する力もある」とし、「回復力を信じて、その力を促進するための方法を模索しながら執行することも大切」(竹田ら、前出)だと述べている。なお、この場合の「子どもの福祉」の判断は、既に家庭裁判所の調査官の調査によって総合的になされているため、たとえ、心に傷を負ったとしても、回復を念頭において執行することが子どもの福祉に叶う、という前提を重視しているものと考えられる。

筆者は、田口のいう「回復力を信じる」点については、最近のレジリアンスの研究における外傷後成長(PTG)のプロセスからも共感できると考えている。それは、「ある一方向から見ると、あたかも悪い方向に変わりつつあるように見えたり、あるいは止まっているように見えたりしても、人間としての成長はどこかで続いていて、それを本人やまわりがどんなふうに認めていくかが大事ではないかという考え」(宅、2014)である。

以上を踏まえれば、執行補助者には、子どもの回復力と執行後の回復の道筋を、どれほど見極められるか、ということこそが重要であると考えられる。

事例を振り返れば、子どもの拒絶や反発を目の当たりにした当初、筆者は先に述べたような「立ち位置の違いによる」葛藤を抱いていたものの、時間の経過の中で子どもの話に耳を傾け様子を観察する中で、状況を客観的に捉え、何を重要視すべきかを冷静に捉え、役割に意義を見出せるよう変化したように思われる。

事前の打ち合わせ時において筆者は、母親の精神的な健康度の高さを感じ取っており、例え強制執行時のリスクが高くとも、母親の元で回復することが可能となるだろうということを予測していた。しかし、姉が抱いている母親への拒否感情はそれら事前の予想を超えた激しいものであり、仮に、過去の強制執行事例のような強引な執行がなされれば、長期的にみても、母

子関係は修復し難いものとなり、執行の悪影響がレジリアンスの範囲を超えることが予測された。また、弟についても、はっきりとした意思をもち、論理的に自分の意見を述べることができており、それを無きものとして扱うことは心身に有害な影響を与える可能性が高いのではないかと考えられた。そのような子どもの心身に及ぼす危険性や子どもの意見表明の程度の強さから筆者は、「子どもの福祉」に反すると考えるに至り、執行官は筆者の助言を受けて、「執行不能」の判断を下している。

以上の判断は、「子どもの回復力と執行後の 回復の道筋が見通せるかどうかを一貫した姿勢 で見極め」た上での判断であったといえるので はないだろうか。

(3) 執行補助者に求められる基本的な姿勢 - 「子どもの福祉」の視点から-

本事例で筆者は、執行補助者に求められる姿勢として、「子どもの発言に耳を傾けて、緊張や不安などの気持ちに寄り添うこと」や「意思表明の受け止め」(表1)を意識して執行場面に臨んでいた。その際に意識していたことは、

「子どもの意思は必ずしも明確に独立して唯ひとつあるわけではなく、場の状況により変化する可能性」があるとして、「子どもの意思は多様な関係性に基づく多様な声の総体であることを理解する」必要があるという村本(2014)の見解である。複雑な子どもの心理を想像する手がかりとして心理専門職は、その点を踏まえる必要があるのではないだろうか。

また、筆者が行った気持ちへの寄り添いや、意見表明の受け止めの姿勢は、子どもだけでなく父親や母親に対しても同様に及んでいた。父親が執行後には子どもに関する相談を持ちかけるようになっていたことからも、相反する意見をもつ紛争中の当事者各々の「子どものため」と主張する言葉に真摯に耳を傾けることは重要と考えられる。なぜならば、当事者は語る中で子どもの複雑な思いを想像する機会が得られるためである。そして、それらは結果的に、執行による子どもの心的外傷のリスクを最小限に留める可能性を秘めているためである。

加えて筆者は、「執行官の言葉を子どもが理解しやすいように翻訳する」(表1)など、傾聴するだけではなく、その時々で必要だと思われたことも伝えていた。

また、法的には、執行官の職務の一つに「説得」という行為があり、執行補助者はその補助を行うことができるとされているが「説得」は心理専門職に馴染むものではない。例えば、今回筆者が父親への「子ども達はお父さんの気持ちがわかるから、演技でも良いから父親が積極的に後押しをしないと行くことができない」と伝えた言葉は、法的には説得に分類される可能性があるが、筆者は傾聴を踏まえた上での「心理教育」であったと捉えている。

ここでいう「説得」とは、「執行官の求める 行動を父親が行うように説く行為しを意味する。 一方で「心理教育」とは、「子どもや父親の心 理面に配慮しつつ、子どもの心理や福祉に貢献 するための知識や情報を伝達する」ことを意味 しており、結果として「父親が子どもの心理へ の影響を重視して、執行官の求めに納得して応 じる」可能性を秘めたものと捉えている。筆者 の「心理教育」が父親に「納得」をもたらした 訳ではないが、執行官の「説得」時にみられて いた父親の強気の言動は、筆者の「心理教育」 を通して悩む姿へと変わり、最後には子育て上 の心配な点について相談するまでになった。こ のように父親が子どもの心理に配慮するように 変化した点で、「心理教育」は少なからず子ど もの福祉に貢献したのではないかと考えられる。

村瀬(2015)はエキスパートの心理専門職に 求められることとして、「情報をあますところ なく収集しようとする聴取力ばかりではなく、 一瞬一瞬に集中力と誠意を込め、知識と想像力 と経験を総動員して、その一瞬のうちに込めら れていることを真に聴く」姿勢を指摘している。

執行補助者は、通常一度しか執行場面には臨まないことから、その中で子どもの受傷を予防し、レジリアンスを高める必要が生じる。そのため執行補助者には、子どもや親との一瞬のやりとりに集中し、子どもの心的成長に肯定的な影響をもたらす言葉や態度で関与する姿勢が求められる。しかし、一方で、回復力と執行後の

回復の道筋の見通しを一貫した姿勢で見極めることも重要であり、これら次元の異なる作業を同時並行的に行うことが「子どもの福祉」を念頭においた執行補助者の基本姿勢として重要であると考えられる。

Ⅳ まとめと今後の課題

本論の事例検討を通して、執行補助者が「子どもの福祉」に叶うよう執行官を補助することはその立ち位置からも容易ではないことが明らかとなった。また、執行補助者は、「子どもの福祉」が少しでも叶うよう、子どもへの傾聴や観察を通して回復力と執行後の回復の道筋の見通しを一貫した姿勢で見極めること、複雑な子どもの心理を知るための手がかりとして「子どもの意思は多様な関係性に基づく多様な声の総体であることを理解する」こと、子どもの心的成長に肯定的な影響をもたらすような言葉や態度で関与する姿勢で臨むこと、親への傾聴や「心理教育」を行うことなど、次元の異なる作業を同時並行的に行う必要があることが示された。

松浦ら(前出,2019)は、「多くの地域では 執行補助者にふさわしい児童心理に関する専門 家が不足しており、また適切な執行補助者を養 成する仕組みもない(全国で年間100件程度と 件数が少ないため、専門家が経験を積むのも容 易ではない)」とし、「かかる体制の拡充が強 く求められる」とも述べ、専門家としての修養 の難しさも指摘している。

これらの課題を踏まえ、この領域においては、 今後、事例検討等を通して、研究の蓄積を行っ ていくことが急務であると考えられる。

引用文献

- 青木晋(2006). 子の引渡しの執行実務. 新民 事執行実務, 4, 87-95. 民事法研究会
- 飯田法子・佐藤晋治(2016). 子ども引渡しの強制執行への立ち会いにおける心理士のあり 方 心理士へのアンケート調査と弁護士へのインタビュー調査を通して. 研究助成論, 51, 26-35. (公益財団法人)明治安田こころの健康財団

- 飯田法子(2018).強制執行における「同時存在」の原則についての一考察 「子どもの意思」の視点から . 社会福祉研究, 133, 91 97. (公益財団法人)財団法人鉄道弘済会飯田法子・岩佐礼子(2014).子どもの引渡し執行に関与する心理士のあり方 先進国およびわが国の状況を概観して 別府大学短期大学部紀要, 35, 55 65.
- 飯田法子・佐藤晋治・相浦雅子(2014).子ども引渡しの強制執行のあり方の検討-子どもの心への配慮について-.別府大学短期大学部紀要.33.121-131.
 - (一般社団法人) 日本臨床心理士会(2021).
 「子の引渡し強制執行」に関与する臨床心理士のための支援ガイドhttps://konohikiw atasikyouseisikkougaido20200307.pdf(jsccp. ip)(2022年8月15日最終閲覧)
- 家庭裁判所事務総局家庭局. 「子の監護に関する処分事件(子の引渡し)の新受件数の推移(全家庭裁判所)」. 001293954.pdf (moj. go. jp) (2022年8月15日最終閲覧).
 - (公益社団法人)家庭問題情報センター(2018). FPICにおける子の引渡しの強制 執行の立会等の実情. 家庭問題情報誌ふぁみりお(73), 4-5.
- 厚生労働省(2021). https://www.mhlw.go.jp/file/06Seisakujouhou-11900000Koyoukintoujidoukateikyoku/03_3.pdf(2022年8月15日最終閲覧).
- 村本邦子(2014).親の離婚と子どもの意思― 心理学的見地からー.二宮周平・渡辺惺之. 離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重, 96-119.日本加除出版
- 村瀬嘉代子 (2009) . 子どもと事実を分ちあ うことと生きること. 臨床心理学, 9 (3), 309-314. 金剛出版
- 松浦恭子・松浦由加子・芝池俊輝 (2019). 国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の明確化について,自由と正義,70,(12),28-32. 日本弁護士連合会
- 産経新聞. 産経west. 2021. 2. 22. https://www.sankei.com/article/20210222ZYD

3YM2GJVJDFKPFVRL3GAY6YE/

(2022年8月15日最終閲覧)

- 最高裁判所事務総局家庭局(2014). 国際的な 子の奪取の民事上の側面に関する条約の実 施に関する法律執務資料. 法曹界
- 竹田光広・関述之・田口圭子他(2014). 座談会:国内の子の引渡執行の実情-子奪取条約ハーグ条約実施法施行以降の動向-. 新民事執行実務, 14, 29-50.
- 宅香菜子 (2014) . 悲しみから人が成長するとき-PTG:Posttraumatic Growth. 風間書房第22回法務省法制審議会民事執行部会 (2018) 民事執行法部会資料, 22-2.